

2023年6月23日
三井住友海上火災保険株式会社

金融庁報告徴求命令の受領について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎）は、法人のお客さま（1社）を保険契約者とする共同保険契約の更改対応におきまして、非幹事会社である当社が、幹事会社および他の共同保険引受会社との保険料調整に関与し、見積り提出を行った事実を確認いたしました。本事案に関連して、今月、金融庁から報告徴求命令を受領しております。

当社の不適切な対応により、お客さまをはじめ、ご関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。報告徴求命令で求められた事項を真摯に受け止め、実態解明に全力を尽くすとともに、再発防止に努めてまいります。

当社は社外弁護士を委員長とする調査委員会を設置し、本事案および同種の事案の有無につき調査を開始しております。独占禁止法に関する不適切な事案が生じたことを重く受け止め、同種の事案が発覚した場合は厳正に対処してまいります。また、このような事案の防止に向けて、原因の分析、ガバナンスの強化や社員の基本行動の徹底など、実効性のある再発防止策を策定し、着実に実行してまいります。

以 上